

## 栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクの設置

栃木県教育委員会では、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置し、登録者を募集する。

**栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク**とは

県内の中学校及び県立学校において、部活動指導員として部活動の指導を行っていただける方や、学校部活動を地域移行した「地域クラブ」での指導を行っていただける方を「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」に登録し、部活動指導員や地域クラブ活動指導者の配置を検討する市町教育委員会や県立学校、地域クラブに情報提供するものである。

### 1 部活動指導員とは

- ①学校教育法施行規則に定められた学校職員である。(学校教育法施行規則第78条の2)
- ②学校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができる。
- ③報酬が支払われる。
- ④勤務条件は、各市町・学校により異なる。

### 2 地域クラブ活動指導者とは

- ①学校部活動を地域移行した「地域クラブ」において、スポーツや文化芸術活動の指導を行う。
- ②報酬が支払われる。
- ③勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規程に基づく。

### 3 資格要件

#### (1) 部活動指導員を希望する方

指導する部活動に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する方とする。

#### (2) 地域クラブ活動指導者を希望する方

スポーツや文化芸術等における指導経験や資格を有するなど専門的な知識・技能がある方とする。

#### (3) 部活動指導員と地域クラブ活動指導者のどちらも希望する方

(1)(2)の要件を満たす方とする。

### 4 登録申請の手続

#### **方法1** 栃木県電子申請システムによる申請

[https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=5372](https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5372)

#### **方法2** 郵送による申請

書類に必要事項を記入の上、簡易書留にて送付し申請する。  
書類の様式は、ホームページからダウンロード可能。



### 5 お問い合わせ

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県教育委員会事務局健康体育課

電話：028-623-3415 FAX：028-623-3574

E-mail：kentai-tairyoku@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：平日8時30分～17時15分